

放射性物質汚染対処特措法に 基づく取組の進捗状況について

平成24年11月
環境省

放射性物質汚染対処特措法の概要

目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

責務

- 国：原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- 地方公共団体：国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- 関係原子力事業者：誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

制度

基本方針の策定（平成23年11月11日閣議決定）

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

特定廃棄物

対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域の指定



環境大臣による対策地域内廃棄物処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査（特措法第16条）

左記以外の廃棄物の調査（特措法第18条）

環境大臣に報告

申請

指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

国が処理

放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置等

除染特別地域

環境大臣による除染特別地域の指定



環境大臣による特別地域内除染実施計画の策定

国による除染等の措置等の実施

汚染状況重点調査地域

環境大臣による汚染状況重点調査地域の指定：8県104市町村

都道府県知事等（政令で定める市町村長含む）による汚染状況の調査測定

都道府県知事等による除染実施計画策定

国、都道府県知事、市町村長等は計画に基づき除染等の措置等を実施

※特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物：廃棄物処理法の規定を適用（市町村等が処理、一定の範囲については特別の技術基準を適用）

※原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施

※汚染廃棄物・土壌の不法投棄の禁止

費用の負担

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施

直轄地域の除染の進捗状況

進捗状況		先行除染 (拠点の除染)	本格除染(面的な除染)			仮置場の地元調整 ・工事
			事前準備 (権利者の特定等)	除染計画の策定	除染作業	
本格除染作業中・見込み	田村市	○	○	○(4/13) 面積推計:約490ha	○(7/25～) 24年度中実施面積 (目標):約490ha	○(確保済み)
	檜葉町	○	○	○(4/13) 面積推計:約2360ha	○(9/6～) 24年度中実施面積 (目標):約1,420ha	○(確保済み)
	川内村	○	○	○(4/13) 面積推計:約420ha	○(9/4～) 24年度中実施面積 (目標):258ha	○(確保済み)
	飯館村	○	○	○(5/24) 面積推計:約5870ha	○(9/25～) 24年度中実施面積 (目標):352ha	○ (一部確保済み)
計画策定済み・ 発注準備	川俣町	○	○	○(8/10) 面積推計:約1620ha	準備中	○(確保済み)
	葛尾村	○	○	○(9/28) 面積推計:約1670ha		○(確保済み)
	南相馬市	○	○	○(4/18) 面積推計:約6090ha		地元調整中
計画未策定	浪江町	○	○	地元調整中		地元調整中
	大熊町	○	○	地元調整中		地元調整中
	富岡町	○	○	地元調整中		地元調整中
	双葉町					

※除染作業の実施には、特別地域内除染実施計画の策定と仮置場の確保が前提

非直轄地域の除染の進捗状況(全体)

87市町村において、除染実施計画の協議を終了（平成24年10月19日時点）
（除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村を併せると**94市町村**）

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村 ※は、除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村		
		協議済市町村	計画案協議中市町村	調整中
岩手県	3	一関市、奥州市、平泉町 (3市町村)		
宮城県	9	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町、亘理町 (8市町村)		石巻市
福島県	41	福島市※、須賀川市※、相馬市※、二本松市※、伊達市※、桑折町※、国見町※、大玉村※、鏡石町※、天栄村、会津坂下町、湯川村※、会津美里町、西郷村※、泉崎村※、中島村※、矢吹町※、棚倉町※、鮫川村※、玉川村※、平田村※、浅川町※、古殿町※、小野町※、広野町※、新地町※、田村市※、川俣町※、川内村※ (29市町村) 福島県内36市町村で除染実施計画又は緊急実施方針に基づく計画を策定済み	郡山市※、いわき市※、白河市※、本宮市※、石川町※、三春町※、南相馬市※ (7市町村)	三島町、昭和村、矢祭町、塙町、柳津町
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町、利根町 (19市町村)		鉾田市
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町 (8市町村)		
群馬県	12	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、川場村 (9市町村)	安中市	片品村、みなかみ町
埼玉県	2	三郷市、吉川市 (2市町村)		
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市 (9市町村)		
計	104	87	8	9

除染推進パッケージについて(10/23)

10/7 総理指示(櫛葉町除染現場・仮置場御視察時)

- ・福島復興・再生の基盤となるのが除染。よりスピードアップする必要。
- ・除染推進のパッケージの早急な策定を環境大臣に指示。

福島環境再生事務所への権限委譲

関係府省間の連携強化

除染進捗情報の住民への提供

除染推進パッケージ～除染の加速化及び不安解消に向けて～

除染の加速化に向けた対策

福島環境再生事務所への 権限委譲

- 判断基準を明確化し、事務所において現地の実情に応じ迅速に判断。10月内にガイドライン・補助金それぞれのQ&Aを改定。
- 除染・廃棄物処理に係る体制拡充

地元と連携した 農地除染の具体的プランづくり

- 地元関係者及び関係機関(環境省・農水省)との間での連携を強化し、具体的な除染方法を確定

関係府省間の連携強化

- インフラ復旧や農林業の再生等の復興施策と一体となった取組が進むよう連携を強化※

同意取得業務の民間委託拡充 除染人材の広域的確保

- 10月内に国直轄事業の同意取得等業務の民間委託を概ね倍増(約40→80名程度)
- 除染関連作業について、地元雇用の確保に配慮しつつ、ハローワークを通じた広域的人材確保の充実

補助金等の概算払いの実施 (11月から)

除染と廃棄物処理の総合的な推進

- 福島環境再生事務所において、除染と廃棄物処理いずれの課題にも迅速に対応できるよう体制を整備

不安解消に向けた対策

住民が利用する沢水などの きめ細かなモニタリング体制の構築

- 10月内に地元の要望を聞き、モニタリング体制構築を図る

除染効果の発信

- 除染の実施前・実施後のデータをわかりやすく取りまとめ、除染情報サイト等で発信を開始(11月中)

除染進捗情報の発信

- 除染情報サイトを改定し、除染に着手した市町村ごとの進捗状況(施設数、面積等)の発信を開始(11月中)

除染に関するリスクコミュニケーション強化

- 出張講座等体制(80人程度)を10月内に構築
- 除染情報プラザの機能を活用し、健康影響に関するセミナーを開催等
- ハンドブック・読本を10月内に作成

※インフラ復旧担当課長会議、常磐自動車道の放射線対策検討合同チーム、避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム、避難12市町村ごとの円滑な復興に向けた国・県・市町村の協働体制における連携チーム、森林除染に関するワーキングチーム等。また、課題横断で復興庁・内閣府・環境省等関係省庁の連携強化を図る。

住民の不安解消を図りながら、除染をさらに加速化

指定廃棄物の今後の処理の方針

「指定廃棄物の今後の処理の方針」を公表 (平成24年3月30日)

- 国は、既存の廃棄物処理施設の活用について、引き続き検討を行いつつ、今後3年程度(平成26年度末)を目処として、指定廃棄物が大量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場など(福島県において10万Bq/kg超の指定廃棄物は中間貯蔵施設)を確保することを目指す
- 指定廃棄物の最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、都道府県内に集約して設置し、その設置場所は、必要な規模や斜度を確保し、土地利用の法令上の制約がなく、最終処分場建設に適している候補地を、国有地の活用を含め、都道府県毎に複数抽出。その後、複数の候補地の中から現地調査などにより立地特性を把握した上で、国が立地場所を決定
- 国は、最終処分場が設置されるまでの間、当面、焼却、乾燥、溶融などの中間処理を行い、保管の負担を軽減。農林業系副産物(稲わら、牧草など)は、既存の焼却施設で焼却出来ない場合、仮設焼却炉等を設置

環境省における現在の取組状況

- 5県(栃木県、茨城県、宮城県、群馬県、千葉県)の各知事に対し、環境副大臣から最終処分場の設置に向けた協力を要請。
- 栃木県、茨城県: 県内全市町村向けの選定手順等の説明会を開催(7/19、8/6)した後、最終処分場の候補地を提示(栃木県: 矢板市塩田字大石久保国有林野(9/3)、茨城県: 高萩市大字上君田字堅石国有林野(9/27))。地元自治体からは白紙撤回の要望が出されている。今後、選定の経緯や最終処分場の安全性等について説明できるよう地元自治体と調整。
- 宮城県: 県内全市町村向けの選定手順等の説明会を開催(8/10)した後、県主催により市町村長会議が開催(10/25)。その会議の議論を受けて、知事が環境大臣に候補地の選定について要望(10/30)。今後、県の要望(丁寧な候補地提示、公有地も含めた検討など)に対する考え方、候補地の選定プロセスや最終処分場の安全性等について説明を行う予定。
- 群馬県: 県が発生市町村単位の処理を検討したが、国による集約処理を国に要請(9/14)。これを受けて候補地の選定作業を開始。
- 千葉県: 候補地の選定作業を進めつつ、国有林以外の国有地等幅広に候補地の選定作業を進めるべきとの県の意見について対応を検討中。

対策地域内廃棄物の処理

- 汚染廃棄物対策地域（警戒区域及び計画的避難区域等）の廃棄物は、対策地域内廃棄物※として環境省が直轄で処理。
※平成24年4月13日以降の事業活動によって発生した廃棄物、区域見直し後に生じた廃棄物は除く
- 対策地域内のうち、沿岸6市町においては災害廃棄物の量、分布、放射線レベル等の調査を終えている。また、内陸部の市町村については、要解体建物等の発生が見込まれる。
- 上記の調査等を踏まえ、平成24年6月11日に対策地域内廃棄物処理計画（田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を策定。
- 仮置場及び仮設施設の設置場所を自治体と調整中で、決定次第事業発注を実施。一部仮置場については造成工事に着手済み。

表 沿岸6市町における災害廃棄物処理の進捗

自治体	災害廃棄物仮置場の設置状況	仮設焼却炉の設置状況
南相馬市	△ 1ヶ所設置工事中（他3か所について、住民説明会等を実施中）	× （候補地選定中。 今後住民等のご理解が必要）
浪江町	× （候補地検討中。 3か所程度の設置を想定）	× （候補地選定中。 今後住民等のご理解が必要）
大熊町	× 津波被災地域の線量が高いため、処理の方法・時期等について検討中	
双葉町	× 対策地域内廃棄物処理計画未策定	
富岡町	× （候補地選定済み、自治体へ説明中）	× （候補地選定済み、自治体へ説明中）
楡葉町	△ 2ヶ所設置工事中	× （候補地検討中。 今後住民等のご理解が必要）

○災害廃棄物処理

- 沿岸市町村では、津波による災害廃棄物の発生量が多いため、仮置場及び仮設焼却炉を設置することを計画している。
- 放射性物質に対する懸念もあり、現時点で仮置場の整備を始めているのは南相馬市の一部と楡葉町のみ。
- 要解体家屋の解体を南相馬市にて実施中。避難されている方も多く、解体同意を得るのが困難。

○生活ごみ

- ・ インフラの復旧状況を鑑み、自治体によるごみ収集インフラが整うまでの当面の間は、生活ごみ等は国で処理する必要がある。現在、帰還住民が排出する生活ごみや、長期間避難していたために発生する家屋の片付けごみ用の仮置場の確保や収集・衛生管理等を実施、もしくは実施を予定。（南相馬市・楢葉町・川内村）

○その他の廃棄物

- ・ 事業所内に保管されたままになっている薬品・危険物などは、基本的には事業主が処理するものであるが、従前の処理ルートが停止しているため、生活ごみと同様に処理できていない状態。



これらの廃棄物への対応は当初想定されていなかったが、
住民帰還の妨げになることから、
災害廃棄物の処理と併せて、早急な対応が必要



写真 ごみステーションの状況（上段）、
不法投棄されたとみられる片付けごみ（下段）

中間貯蔵施設に係る最近の動き

平成23年10月 環境省が中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)を策定・公表し、県内市町村長に説明

※ 主な内容

- ・ 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う
- ・ 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- ・ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

平成23年12月 双葉郡内での施設設置について、福島県及び双葉郡8町村に検討を要請

平成24年3月 福島県及び双葉郡8町村に対し、3つの町(双葉町、大熊町、楢葉町)に分散設置する考え方を説明

平成24年8月 福島県及び双葉郡8町村に対し、中間貯蔵施設に関する調査について説明

中間貯蔵施設に関する調査について

予定されている調査の内容

(別紙1の赤線で囲まれたエリアを中心として調査予定)

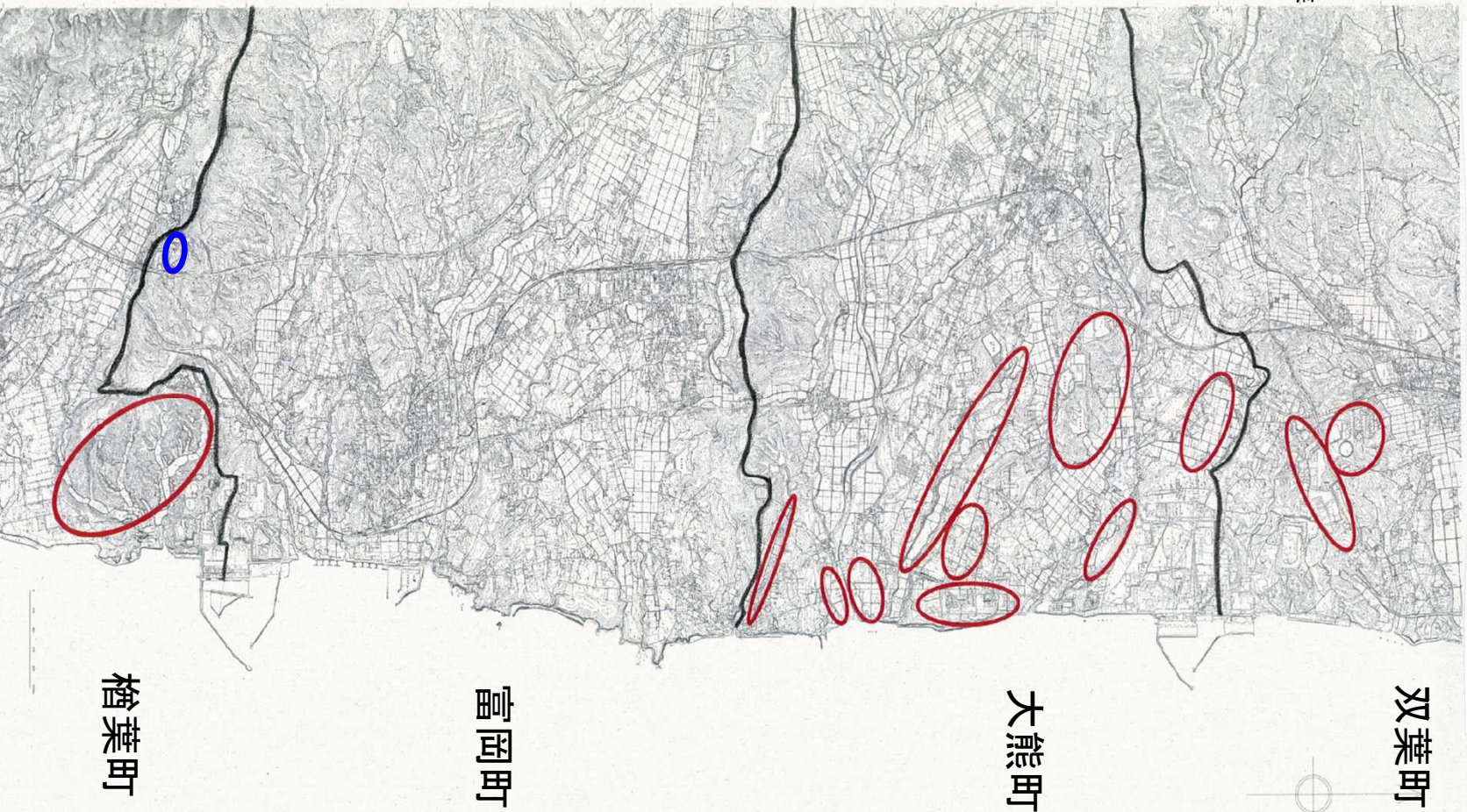
- ・現地踏査
- ・環境調査(大気、水質、騒音・振動、動植物、景観等)
- ・ボーリング調査(地質、地下水、試料採取)
- ・線量測定(空間線量、土壌、地下水)
- ・盛土試験(施工性検討)
- ・調査測量
- ・除去土壌等の運搬のための交通量調査及び道路状況調査

地元の関係者の皆様に丁寧な説明を行って、御理解をいただきながら、調査を進めていく。

...中間貯蔵施設に係る調査候補地



...既存の管理
型処分場



※この調査候補地に示した地点は、あくまで現時点で調査を実施することを想定している大まかな範囲を示したものであり、実際の調査はこの地点の周辺においても実施する場合がある。

福島県内市町村で発生する除去土壌等の搬入先(案)

